

【参考資料】

令和3年第1回奥州市議会定例会  
条例追加議案 新旧対照表

議案第58号	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
	（奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例 奥州市国民健康保険条例 奥州市国民健康保険直営診療所条例 奥州市介護保険条例）
議案第59号	奥州市介護保険条例の一部を改正する条例

奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当の支給)</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者その他規則で定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当を支給する。この場合において、別表の感染症防疫作業従事職員手当は、支給しない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当の支給)</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者その他規則で定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当を支給する。この場合において、別表の感染症防疫作業従事職員手当は、支給しない。</u></p> <p>3 略</p>

奥州市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	現行
<p>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 市は、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）</u>は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 市は、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）</u>は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 略</p>

奥州市国民健康保険直営診療所条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する臨時の診療所の設置)</p> <p>3 第2条に規定するもののほか、市長は、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u>の感染が疑われる者の外来診療及び検査を行うため、臨時的かつ暫定的な措置として、奥州市国民健康保険臨時診療所を設置する。</p> <p>4 略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する臨時の診療所の設置)</p> <p>3 第2条に規定するもののほか、市長は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</u>の感染が疑われる者の外来診療及び検査を行うため、臨時的かつ暫定的な措置として、奥州市国民健康保険臨時診療所を設置する。</p> <p>4 略</p>

奥州市介護保険条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>14 市長は、第14条第1項の規定にかかわらず、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間のいずれかの日を納期限とするものの納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でない認められるときは、その者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）</u>により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又はその者が重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>14 市長は、第14条第1項の規定にかかわらず、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間のいずれかの日を納期限とするものの納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でない認められるときは、その者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又はその者が重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略</p>

改正後	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万5,300円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万8,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万8,300円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万4,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万7,700円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額</u>（令第38条第1項第6号イ（令附則第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>8万4,200円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額</u>が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>9万7,200円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額</u>が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>10万3,600円</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>11万6,600円</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>12万9,600円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万9,400円</u>とする。</p> <p>4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万8,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万6,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万6,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万2,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万4,800円</u></p> <p>ア <u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（<u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、<u>第34条第1項</u>、<u>第34条の2第1項</u>、<u>第34条の3第1項</u>、<u>第35条第1項</u>、<u>第35条の2第1項</u>又は<u>第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。</u>以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>8万1,100円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額</u>が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>9万3,600円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額</u>が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>9万9,800円</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>11万2,300円</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>12万4,800円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万5,600円</u>とする。</p> <p>4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u></p>

改正後	現 行
<p>から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万9,400円</u>」とあるのは、「<u>2万9,100円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>1万9,400円</u>」とあるのは、「<u>4万5,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～9 (延滞金の割合の特例)</p> <p>10 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（<u>昭和32年法律第26号</u>）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>11～14 略</p>	<p>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万5,600円</u>」とあるのは、「<u>2万4,900円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>1万5,600円</u>」とあるのは、「<u>4万3,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～9 (延滞金の割合の特例)</p> <p>10 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>11～14 略</p>